

判断能力の低下によるトラブル防ぐ

成年後見制度ご存じですか

わたしたちは日常生活を送る中で、物を売り買いする売買契約やアパートの賃貸借契約など、さまざまな法律行為を行っています。契約などの法律行為は、本来両者が金額やその内容について納得して行われなければならないもので、一定の判断能力が必要とされます。しかし、認知症や知

的障害、精神障害などで判断する能力が十分でない方の場合、法律行為が正しく行われないことがあり、国内においても認知症の方が詐欺など悪徳商法の被害に遭う事件が発生しています。成年後見制度は、判断能力が十分でない人の権利と財産を守り、支援する制度です。

法定後見と任意後見

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は現在判断能力が十分でない人が利用するもので、この制度を利用するためには、家庭裁判所での手続き（申立て）が必要となります。本人の判断能力に応じて成年後見人、保佐人、補助人が家庭裁判所を選ばれ、本人の法律行為などを手助けします。支援者には▽本人に代わって契約などの法律行為を行うことができる代理権▽借金や相続など重要な財産上の行為に同意を必要とする同意権▽本人が交わした契約などを取り消すことができる取消権——などが与えられ、本人に不利益な法律行為から権利や財産を守ることができま

◆法定後見制度の種類

種類	本人の判断能力	支援者	支援者に与えられる権利	本人への制限事項
後見	欠けているのが通常の状態である	成年後見人	代理権、取消権	選挙権を失う、印鑑登録の抹消、一定の職業の地位や資格を失う
保佐	著しく不十分である	保佐人	同意権、取消権、裁判所が認めた範囲の代理権	一定の職業の地位や資格を失う
補助	不十分である	補助人	裁判所が認めた範囲の代理権・同意権・取消権	特になし

基礎講座が開かれ 制度の理解深める



2月17日、成年後見制度基礎講座が町中央公民館を会場に開かれ、福祉関係職員や民生児童委員など120人が出席しました。同講座では、弁護士の新谷泰真さんが「成年後見制度と権利擁護」、盛岡家庭裁判所宮古支部の谷村和人さんが「成年後見制度の申立て手続きと費用」、司法書士の貫洞厚さんが「遺言と任意後見制度」について講演を行いました。参加者は熱心にメモを取りながら、成年後見制度の意義や成年後見人など支援者の果たすべき役割について理解を深めていました。

▽任意後見制度は、将来判断能力が低下したときに支援してもらう

ため、判断能力が十分なうちにあらかじめ公正証書により契約を結ぶもので、本人が自由に任意後見人を選ぶことができます。◇◇◇
▽認知症の家族が詐欺の被害に遭わないか心配だ▽自分が将来財産管理できるか不安——などで同制度の利用を考えている方は、お気軽にご相談ください。
◆問い合わせ 山田町地域包括支援センター(役場保健福祉課内 ☎82-3136)へ。

町長室から

2月22日、岩手県町村会の一員として達増拓也県知事に「道路特定財源の暫定税率維持と全額道路整備予算に充当すること」との要望を行いました。知事からは「岩手においては道路整備は必要であり、今後道路財源諸税は必要である。県としても全国知事会と一体となって国に要望を継続する」との回答がありました。▼道路特定財源とは、受益者負担の考え方からガソリンや自動車にかかる税金として道路の整備に充てる財源を自動車利用者に負担していただく制度です。この財源を活用して三陸縦貫自動車道の工事や、町内でも土地区画整理事業関連道路工事、町道長林大浦線改良工事、橋梁補修工事などが施工されています▼都市部では、地方には無駄な道路が多すぎるなどの意見がありますが、決してそうではありません。私たちにとって必要な道路がまだまだ出ていないのです。

山田町長 沼崎 喜一